

学校における  
食物アレルギー対応の手引き

平成 27 年  
神崎町教育委員会

## 《 目 次 》

<b>I</b>	<b>学校での食物アレルギーのある児童生徒への対応について</b>	P.1～5
1	食物アレルギー対応における基本的な考え方	
2	「個別取組プラン」作成の流れ	
	（1）作成の体制	
	（2）作成に必要な様式	
3	学校での各職員の役割	
4	食物アレルギーのある児童生徒の把握から取り組みまでのフローチャート	
<b>II</b>	<b>食物アレルギーの児童生徒への学校給食提供について</b>	P.6～7
1	食物アレルギーのレベル別対応	
2	レベル別対応の配慮事項	
<b>III</b>	<b>緊急時（アナフィラキシー発症）の対応</b>	P.8
1	緊急時の備え	
	（1）職員の役割分担	
	（2）連絡先の確認	
	（3）緊急時に搬送できる医療機関の確保	

### 資料編

- 資料1 緊急時のフローチャート
- 資料2 アレルギー症状への対応の手順
- 資料3 A 施設内での役割分担
- 資料4 B 緊急性の判断と対応
- 資料5 C エピペン<sup>®</sup>の使い方
- 資料6 D 緊急要請（119番通報）のポイント
- 資料7 E 心肺蘇生とAEDの手順
- 資料8 F 症状チェックシート
- 資料9 アレルギー対応用献立表（例）

### 様式編

- 様式1 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）
- 様式2 主治医・保護者の方へ
- 様式3 食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用①）
- 様式4 食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用②）
- 様式5 保護者との面談時の補足確認用メモ（教職員用）
- 様式6 食物アレルギー個別取組プラン
- 様式7 緊急時個別対応カード
- 様式8 緊急時対応経過記録票
- 様式9 校外学習・宿泊を伴う活動 確認シート

### 参考文献

# I 学校での食物アレルギーのある児童生徒への対応

## 1 食物アレルギー対応における基本的な考え方

学校において食物アレルギーのある児童生徒への対応を理解し推進するにあたっては、まず、食物アレルギーやアナフィラキシーに関して正しい知識を持つことが前提であり、食物アレルギー（特にアナフィラキシー）の対応は、原因となっている食品を除去することが基本である。

除去食を行う場合、栄養の偏りや不足を生じることがあり、主治医の指導を受けながら進めることが望ましいこと、原因となる食品やアレルギー症状の程度は一人ひとり異なっていることなどから、主治医からの管理指導表等に基づき学校での対応を保護者と話し合い、主治医の指示に基づいた支援を行うことにより、成長期にある児童生徒の健全な発育・発達を促していくことが必要である。

しかし、大規模調理を行う給食センターでは、個別調理の食物アレルギー対応食の提供が困難な状況である。そこで、本町における食物アレルギーのある児童生徒の対応の柱として、

- A 教職員等への食物アレルギーやアナフィラキシーに関して正しい知識の普及
- B 管理指導表（医学的根拠）に基づいた個別取組プランの作成

を今後の対応の基軸として取り組んでいく。

## 2 「個別取組プラン」作成の流れ

学校における給食や食物・食材を扱う活動、宿泊を伴う活動については、食物アレルギーのある児童生徒へ配慮が必要となる。

具体的に配慮すべきことを明らかにし、確実に実施していくために、各々の児童生徒に対して「食物アレルギー個別取組プラン（様式6）」（以下「個別取組プラン」という。）を作成することが必要となる。

### （1）作成の体制

「食物アレルギー校内検討委員会」（職員会議などの活用も可）を設置し、「個別支援プラン」を作成する。同委員会は、各職員の役割（P3の「学校での各職員の役割」参照）を明確にするとともに、作成した「個別支援プラン」を全職員に周知し取り組む。

食物アレルギー校内検討委員会メンバー	
・管理職（校長、教頭）・学校医（必要に応じて）	
・担任、学年主任・学校薬剤師（必要に応じて）	
・養護教諭・保健主事	
・栄養教諭・学校栄養職員等、調理員・給食指導主任	
・子どもルーム職員（必要に応じて）	など

- ①食物アレルギーについては、養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員等が中心となって検討する。
- ②アナフィラキシー発症時の対応等については、担任教諭や保健体育科担当教諭、養護教諭などが中心となって検討する。

(2) 作成に必要な書式（詳細は様式編を参照）

参考様式	文 書 名
様式 1	<b>学校生活管理指導表（食物アレルギー用）</b> *1 管理指導表は、主治医（専門医）の診断および検査結果等、医学的根拠により、記入されるものである。また、この管理指導表に基づいて、学校と保護者が緊急時の対応等について確認する。 管理指導表の記入にあたっては、文書料がかかる場合がある。 *2食物アレルギーのみ（他の疾患との重複なし）の児童生徒が活用し、経年使用は可能だが、少なくとも年1回の追加記載が必要となる。
様式 2	<b>主治医・保護者の方へ</b> 管理指導表の記載方法についての説明文。管理指導表を保護者に配布する際に一緒に配布する。
様式 3	<b>食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用①）</b> 就学時健康診断で調査票を配布し、原因食品や症状等を把握する。これにより、小学校入学直後から給食センター方式による学校給食でのアレルギー対応を図る。
様式 4	<b>食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用②）</b> 個々の原因食品や症状について把握するため、保護者に作成してもらう。
様式 5	<b>保護者との面談時の補足確認用メモ（職員用）</b> 管理指導表の補足確認用のメモ。保護者との面談時に作成する。
様式 6	<b>食物アレルギー個別取組プラン</b> 学校において、食物アレルギーのある児童生徒に対して、学校において配慮・管理すべきことをまとめた必須の様式。様式1・2・4・5及び保護者との面談に基づき、食物アレルギー校内検討委員会で作成・決定する。本プランは全教職員で共有する。
様式 7	<b>緊急時個別対応カード</b> アナフィラキシーを発症したときの具体的な対応策をまとめたカード。本カードは「個別取組プラン（様式6）」と併せて全教職員が共有する。

### 3 学校での各職員の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、関係職員で「食物アレルギー校内検討委員会」等を組織し、学校全体で対応していく。食物アレルギー対応について、日ごろからの校内の共通理解を図っていくとともに積極的に連携・協力していくことが大切である。

職種	役割	具体的な役割分担
管理職 (校長、教頭)	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食物アレルギー校内検討委員会」の設置</li> <li>・「個別取組プラン(様式6)」の最終決定</li> <li>・保護者との面談の際、基本的な考え方等を説明</li> <li>・全教職員への「個別取組プラン(様式6)」の周知徹底</li> <li>・事故発生時の迅速かつ適切な対応</li> </ul>
担任等	学校生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別取組プラン(様式6)」案(学校生活における配慮について)の作成</li> <li>・保護者との面談</li> <li>・「食物アレルギー校内検討委員会」に参画</li> <li>・「個別取組プラン(様式6)」の共有</li> <li>・児童生徒が安全に学校生活が送れるよう配慮</li> <li>・毎日のアレルギー対応食の確認(誤食の防止)</li> <li>・他の児童生徒への食物アレルギーの正しい知識・理解の指導</li> <li>・対象児童欠席時の給食室への連絡</li> <li>・事故発生時の迅速かつ適切な対応</li> <li>・宿泊を伴う活動の際の事前相談(様式9参照)</li> </ul>
養護教諭	児童生徒の健康状況の把握と集約  学校医や主治医との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーのある児童生徒の調査、把握</li> <li>・「個別取組プラン(様式6)」(疾患、病型、持参薬、緊急時対応)の作成</li> <li>・保護者との面談</li> <li>・「食物アレルギー校内検討委員会」に参画</li> <li>・「個別取組プラン(様式6)」の共有</li> <li>・「緊急時個別対応カード(様式7)」の作成と保管及び全教職員への周知</li> <li>・主治医や学校医と連携し、緊急時対応を事前確認</li> <li>・緊急時薬の管理</li> <li>・事故発生時の迅速かつ適切な対応</li> <li>・他の児童生徒への食物アレルギーの正しい知識・理解の指導</li> </ul>
栄養教諭 学校栄養職員 調理員 給食指導主任	安全な給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別取組プラン(様式6)」(給食での配慮)の作成</li> <li>・保護者との面談</li> <li>・「食物アレルギー校内検討委員会」に参画*栄養職員</li> <li>・「個別取組プラン(様式6)」の共有</li> <li>・給食対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 献立表の作成</li> <li>b 混入事故のない調理の管理</li> <li>c 調理員等との連携や教育</li> <li>d 保護者との定期的な面談</li> </ul> </li> </ul>

## 4 食物アレルギーのある児童生徒の把握から取り組み実施までのフローチャート

### 1 食物アレルギーのある児童生徒の把握

・食物アレルギーがあり、配慮・管理が必要な児童生徒の把握及び必要書類の配布

・新入生…

- ① 10月初旬「食物アレルギーに関する調査表」(様式3)を学校教育課から保護者に送付⇒各校で行う就学時健診の際に回収する。
- ② 「食物アレルギーに関する調査表」(様式3)の食物アレルギーの項目に記載のあった児童に、2校合同で行う就学時健診時に「様式4」を配布する。さらに、個別対応を希望する際は「様式1,2」を配布する。入学前説明会時に回収する旨を伝える。
- ③ アレルギー疾患のある児童については相談を受け付ける旨を保護者に伝える。

・在校生…

- ① 11月中旬「食物アレルギーに関する調査表」(様式3)を活用し調査する。
- ② アレルギー疾患のある児童生徒については相談を受け付ける旨を保護者に伝える  
<初年度のみ>「食物アレルギーに関する調査表」(様式3)の食物アレルギーの項目に記載のあった児童に「様式4」を配布する。さらに、個別対応を希望する際は「様式1,2」を配布する。

・中学校への進学時は、入学直後からセンター方式による給食での対応を図るため、様式3を小学校から引き継いでおき、中学校入学説明会の際に該当生徒の保護者に「様式4」を配布し、提出を促す。

・必要書類を配布する際には、管理指導表の医師による記載が有料になる場合があることを保護者に伝える。

・保護者からのヒアリングにおいて、医師が学校での取り組みを必要としないと判断した場合や家庭での管理を行っていない場合は原則提出の対象外となる。

### 2 保護者との面談の実施：希望内容の聞き取り（個別対応の必要な生徒のみ）

・保護者より「学校生活管理指導表(様式2)」及び「食物アレルギーに関する調査票(様式4)」の提出後、保護者との面談を実施し当該児童生徒の病態や希望内容を確認する。

・保護者との確認事項

- ① 給食…除去する食品、給食で対応可能な範囲の確認、他の児童生徒への指導・伝達することについての確認（☛原因食品を食べることについての危険性について伝えて良いかの確認）
- ② 授業・運動等…学校等での活動、食物依存性運動誘発アナフィラキシーの確認
- ③ 薬の保管管理、緊急時の対応…内服薬等管理、緊急時対応の確認

・面談の際には、保護者との確認事項をチェックするための資料として、「保護者との面談時の補足確認用メモ(教職員用)様式5」等を活用する。

### 3 「食物アレルギー個別取組プラン」(様式6) 及び「緊急時個別対応カード」(様式7) の作成

- ・学級担任、学年主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等が提出された管理指導表等に基づき、学校としての取り組みを検討し「食物アレルギー個別取組プラン(案)(様式6)」及び「緊急時個別対応カード(様式7)」を作成する。
- ・学校は、主治医による管理指導表等の記載内容をふまえて学校での取り組みと保護者との連携について、それぞれの児童生徒に適した対応を確認する。

### 4 食物アレルギー校内検討委員会の開催

(管理指導表の共有：管理指導表に基づく校内での取り組みの検討・準備)

- ・校内検討委員会を開催し「食物アレルギー個別取組プラン(案)(様式6)」を検討する。
- ・管理職、担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等が中心となり、取り組み実践にむけた準備を行う。
  - ①個々の児童生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確立(医療機関・保護者との連携)
  - ②食物アレルギー対応の対象児童生徒の一覧表を作成(個々の「個別支援プランとともに保管)

### 5 「個別取組プラン」及び「緊急時個別対応カード」の全職員への周知

- ・職員会議などを活用して「食物アレルギー個別取組プラン(様式6)」及び「緊急時個別対応カード(様式7)」を全職員へ周知する。管理指導表の保管場所や個々の児童生徒の対応方法についても全教職員への周知を図る。保護者の希望内容を確認する。

### 6 給食(アレルギー対応食)を開始したら…

- ・翌月の献立表を用いてアレルギー対応の確認を行う(保護者、担任、栄養教諭・学校栄養職員等)。
- ・資料からどの献立が除去食になるか確認しあい、「アレルギー対応用献立表(資料9)」を作成し、必ず情報を共有すること。
- ・食物アレルギーにおける「学校生活管理指導表(様式2)」は1年毎に更新し、再検討する。

### 7 「個別取組プラン」の中間評価

- ・定期的に(特にアナフィラキシーが発症した後は必須)、校内検討委員会において、「食物アレルギー個別取組プラン(様式6)」を中間評価し、必要な修正を加える。

### 8 次年度に活用する書類の配布など

- ・学校での配慮や管理を継続する児童生徒の保護者に対し、次年度活用する書類を配布する。

## Ⅱ 食物アレルギーの児童生徒への学校給食提供について

### 1 食物アレルギーのレベル別対応

※「アレルギー対応用献立表」については、資料9参照。

#### レベル1 「アレルギー対応用献立表」による対応

「アレルギー対応用献立表」を各家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示、もしくは児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除外しながら食べる対策。すべての対応の基本である。レベル2でもレベル1の対応は実施する。

- 1 給食センターは、全学校に毎月資料の提供を行う。\*主な食材料名を記入した献立表  
＜栄養士＞
- 2 各学校で、資料提供が必要な保護者及び教職員に、事前に「アレルギー対応用献立表」を配付する。※加工食品については、特にアレルギーを起こしやすい物質について表示が義務付けられているので、情報を提供する。  
＜担任・養護教諭・給食主任＞
- 3 保護者と児童生徒は配付された資料を基に、除去する食品を確認し、チェックした献立表を担任に提出し連絡する。  
＜保護者⇒担任＞
- 4 学級担任は除去する食品と給食献立を日々確認する。また、担任が不在の場合の対応について明確にしておく。  
＜学校＞

#### レベル2 弁当対応

レベル1の対応をしていく中で、給食調理で除去食の提供が困難な場合、給食の一部について弁当を持参してもらおう。

完全弁当対応：学校給食を中止して弁当を持参する。

一部弁当対応：除去が困難でどうしても対応が困難な献立において、弁当を持参する。

- 1 「アレルギー対応用献立表」を基に、保護者と相談し、事前に弁当で代用するものを持参する。  
＜保護者⇒担任＞
- 2 弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。(冷蔵庫で保管する等)  
＜担任⇒学校＞
- 3 校内の共通理解を図るとともに、他の児童生徒への理解が得られるような指導を行う。  
＜担任⇒学校＞

## 2 レベル別対応の配慮事項

給食センターでは、食物アレルギー専用の施設・設備が整っていないことから、食物アレルギー対応の「レベル1」と「レベル2」の対応とする。「学校生活管理指導表（様式2）」及び「食物アレルギーに関する調査票（様式3・4）」に基づき対応する。

### A 献立表対応 及び 除去食（自己除去）対応の場合（レベル1）

- 食物アレルギーのある児童生徒の家庭、担任等に、「アレルギー対応用献立表（資料9）」を配布する。保護者と食べられる献立や自己除去する献立を相談し、決定する。
- 食物アレルギーのある児童生徒が除去する食品を把握し自己除去できるよう、保護者に協力を求める。
- 担任等も除去する食品を正しく把握しておく。特に低学年では、自己管理能力が不十分な児童生徒も在籍するため、担任等が補助をする。

### B 弁当対応の場合（レベル2）

- 食物アレルギーのある児童生徒の家庭、担任等に「アレルギー対応用献立表（資料9）」を配布する。保護者と給食が食べられる日と弁当持参の日を相談し、決定する。
- アレルギーの原因食品と同等の栄養価の確保ができる食品選択と献立を考えることができるよう保護者に助言する。
- 持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるよう、状況によっては職員室（冷蔵庫）等での保管も検討する。（夏季の高温時や教室移動で教室が無人になる時など）

### レベル1～2の共通事項

- 予定献立の変更があった場合、変更後の食材にアレルギーの原因食品が入っていないか確認する。変更後、必要に応じてその都度保護者と連絡をとり、対応について相談する。
- 保護者と相談し、決定した内容については本人にもよく理解してもらう。

### Ⅲ 緊急時（アナフィラキシー発症）の対応

- 緊急時に備えて、「緊急時個別対応カード（様式7）」を作成し、緊急時の対応については「緊急時対応経過記録表（様式8）」に記録する。

#### 1 緊急時の備え

緊急時の対応に備えて大事なものは、学校職員の当事者意識と危機管理能力である。日頃から以下の準備を行い、「緊急時個別対応カード（様式7）」を作成しておく必要がある。

##### (1) 職員の役割分担

- 緊急時に各職員が具体的に何をするか決める。  
→ 緊急時対応のフローチャート（資料1）を参照
- 例1) 学校における役割分担モデル

職員	主な役割
管理職	・職員へ対応の指示
養護教諭	・症状対応と状態観察及び記録 ・主治医、学校医への連絡
担任等	・保護者への連絡 ・救急車の要請（119番通報） ・養護教諭の補助 ・周囲の児童生徒への対応

##### 例2) 養護教諭不在時モデル

職員	主な役割
管理職	・職員へ対応の指示
担任・ 担当	・症状対応と状態観察及び記録 ・主治医、学校医への連絡
学年主任等	・保護者への連絡 ・救急車の要請（119番通報） ・担任や担当の補助 ・周囲の児童生徒への対応

##### 役割分担のポイント

校長などの管理職は状況を把握、分析して対応を決定する。  
児童生徒のケアをする者、救急車の要請（119番通報）をする者など少なくとも2名から3名程度で対応する。  
養護教諭不在時の対応等について事前に共通理解を図っておく。

##### (2) 連絡先の確認

- 保護者及び医療機関などの電話番号を確認し、「緊急時個別対応カード（様式7）」に記載しておく。

##### (3) 緊急時に搬送できる医療機関の確保

###### ・主治医のいる医療機関に搬送できる場合

日頃から保護者と、どのような症状の時に搬送すべきかなどの情報を共有し確認しておくことが大切である。→「緊急時個別対応カード（様式7）」に記載

###### ・主治医のいる医療機関に搬送できない場合

緊急時の救急隊および保護者の判断に委ねる。

##### (3) 校外学習・宿泊を伴う活動時の備え

- 緊急時に備えて、事前に保護者と面談し、「校外学習・宿泊を伴う活動 確認シート（様式8）」を作成しておく。

# 資料編

資料1	緊急時のフローチャート
資料2	アレルギー症状への対応の手順
資料3	A 施設内での役割分担
資料4	B 緊急性の判断と対応
資料5	C エピペン <sup>®</sup> の使い方
資料6	D 緊所要請（119番通報）のポイント
資料7	E 心肺蘇生とAEDの手順
資料8	F 症状チェックシート
資料9	アレルギー対応用献立表（例）

# 様式編

様式1	学校生活管理指導表（食物アレルギー用）
様式2	主治医・保護者の方へ
様式3	食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用①）
様式4	食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用②）
様式5	保護者との面談時の補足確認用メモ（教職員用）
様式6	食物アレルギー個別取組プラン
様式7	緊急時個別対応カード
様式8	緊急時対応経過記録票
様式9	校外学習・宿泊を伴う活動 確認シート

● 参考文献

- ・財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」  
(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修)、財団法人日本学校保健会 2008
- ・東京都保健福祉局「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック」  
(東京都保健福祉局健康安全部環境保健課)、東京都保健福祉局 2010
- ・仙台市教育委員会「食物アレルギー対応の手引き 改訂版」  
(仙台市学校給食 食物アレルギー対応検討委員会 監修)、仙台市教育委員会 2008
- ・財団法人日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」  
(日本小児アレルギー学会 監修)、財団法人日本学校保健会 2005
- ・財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みQ & A」  
(学校におけるアレルギー疾患に対する取組推進検討委員会)
- ・日本小児アレルギー学会 食物アレルギー委員会「食物アレルギー診療ガイドライン2005」  
(向山徳子、西間三馨 監修)、協和企画 2005
- ・厚生労働科学研究班による「食物アレルギー診療の手引き2008」  
(「食物アレルギーの診療の手引き2008」検討委員会)
- ・厚生労働科学研究班による「食物アレルギー診療の手引き2011」  
(「食物アレルギーの診療の手引き2011」検討委員会)
- ・厚生労働科学研究班による「食物アレルギー栄養指導の手引き2011」  
(「食物アレルギー栄養指導の手引き2011」検討委員会)
- ・(独)環境再生保全機構「ぜん息発症予防のための知っておきたい食物アレルギー基礎知識」  
(山田一恵、伊藤浩明、坂本龍雄、伊藤節子 監修)、独)環境再生保全機構2008
- ・厚生労働科学研究班「セルフケアナビ 食物アレルギー」  
(厚生労働科学研究班)、協和企画 2008
- ・「エピペン®の実際」  
(椿俊和、海老澤元宏)、有限会社ノーブル・プレス2012
- ・アレルギー児を支える全国ネットアラジーポット パンフレット集「食物アレルギー」  
(斎藤博久、向山徳子 監修)、アラジーポット・栗山真理子
- ・食物アレルギー緊急時対応マニュアル 東京都 2013.7月  
(東京都アレルギー疾患対策検討委員会 監修)
- ・学校における食物アレルギー対応の手引き 千葉市 2012.2月  
(千葉市教育委員会保健体育課)
- ・アナフィラキシーガイドライン 2014年 11月  
(一般社団法人 日本アレルギー学会)

